

国関整防災第 109 号
認定番号：Ktr12_037

関東地方整備局
災害時の基礎的事業継続力
認定証

西武建設株式会社殿

関東地方整備局が定める「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に適合していることを証する

令和3年1月1日

認定期間 令和3年 1月 1日から
令和4年12月31日まで

国土交通省関東地方整備局長

土井 弘次



建設業



近畿BCP30後第 271号

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力

認定証

西武建設株式会社 関西支店 殿

執行役員支店長 越口 春樹

近畿地方整備局が定める「災害時建設業
事業継続力認定制度審査要領」に適合して
いることを証する。

平成31年 3月20日

認定期間 平成31年 4月 1日から
平成34年 3月 31日まで

国土交通省近畿地方整備局長

黒川 純一良



事業継続計画（BCP）

大地震等の災害に備えて、「生命・身体の安全確保」「二次災害の発生防止」「地域貢献」「得意先の復旧の支援」という基本方針に基づく「事業継続計画」を策定し運用することは、社会的使命です。

自社（本社）周辺で大地震等の災害が発生した場合、自社の施設が被災して使用に支障をきたしたり、社員の多くが参集できなくなったりして、業務をおこなう上で相当の制約を受け業務遂行が困難になるおそれがあります。一方で、建設会社は、災害復旧活動の中心的役割を担う立場であり、災害発生直後からの迅速な活動が期待されています。

そこで、災害による制約を受けた中で適切に事業を継続していくために、優先的に取り組むべき「重要業務」の選定と業務遂行の「目標時間」を設定し、目標時間内の業務の達成をするために「対応体制」「対応拠点（代替拠点を含む）」「対応手順」「対応策」「必要資源の調達方法」等を「事業継続計画」として策定しています。

今後も、災害時対応訓練や東日本大震災の教訓などを踏まえて、計画の見直しと改善を図っていきます。

以下は、「事業継続計画の策定趣旨」と「重要業務とその目標時間」となります。

事業継続計画の策定趣旨

当社の「事業継続計画」では、災害等の想定として、関東地方（震度6弱）および近畿地方（震度6弱）の地震が発生した場合を想定しています。

災害等で当社の社員・勤務者、社屋、設備、施工中の現場、協力会社などに相当の被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、また例え中断しても、許容される時間内に迅速かつ復旧できるよう、経営の観点から策定するものです。

当社は、災害、事故等が発生した場合、第一に当社の社員及びその家族の生命・安全を確保の上、地域社会の一員として、できる限り地域の救助、復旧活動に当たり地域社会の期待に応えるべきであると考えます。

このため、事業継続計画を策定し、継続的に改善していくことで当社の事業継続力を高めて行くこととしました。

事業継続力は、平常時の維持管理・改善を怠ればすぐに低下してしまうので、継続できる当社のマネジメントとして取組みを行っていくこととします。

重要業務とその目標時間

- 1．社員及びその家族・来訪者等安全の確保（勤務時間中3時間：夜間及び休日6時間）
- 2．施工中の現場の被害状況把握と二次災害の防止
（勤務時間中3時間：夜間及び休日6時間）
- 3．関係する行政機関（国・都県・市区町村）、工事発注者並びにグループ会社との連絡
（勤務時間中6時間：夜間及び休日12時間）
- 4．災害協定業務の着手並びにインフラ復旧（鉄道、道路の点検・緊急補修）・建築物の緊急除去（1日）
- 5．周辺地域からの救援要請対応（1日）
- 6．自社施工物件の点検と親密顧客の復旧支援（数日）

以上